

令和4年度 第3回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和4年8月5日（金） 15:30～16:30
2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉委員、柳原委員、堀岡委員
労働者代表委員 中野委員、森川委員、石垣委員、岩崎委員、長山委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、藤井委員、毛利委員
事務局 吉岡労働局長、中野労働基準部長、山越賃金室長、
三鍋賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金専門部会報告について
- (2) 富山県最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[三鍋賃金室長補佐] 今年度第3回本審を始めさせていただきたいと思います。本日は両角委員、八田委員が御欠席でございますが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

次に、事務局から署名の件で御報告がございます。

富山県労働組合総連合から富山労働局長と審議会長あての要請署名が8月4日に148筆追加提出され、既に御報告させていただいた6,222筆の署名とあわせ、署名の総数は6,370筆となりました。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。

それでは、議事の進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] ただ今から、令和4年度第3回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審から御出席の委員の皆様には、大変お待たせして申し訳ございませんでした。

専門部会委員の皆様には、13時から御協力いただき、さらにこの後の審議会についてもお付き合いいただくということですので、効率よく進めていきたいと思っております。御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、本日の会議は、公開としておりますので御承知おき願います。

それでは、審議に入ります。

まず、議事1の「富山県最低賃金専門部会報告について」ですが、先ほど開催されました第4回専門部会において部会審議が結審し、報告文が提出されております。

それでは、部会長を務めました私から報告いたします。

[長尾部会長] 今年度の富山県最低賃金専門部会における審議につきましては、7月4日に富山地方最低賃金審議会において調査審議を付託された後、4回にわたり審議を重ねてまいりましたが、残念ながら全会一致に至らず、本日開催した第4回専門部会において公益委員見解及び公益委員案をお示しして採決した結果、最低賃金額は現行最低賃金額を31円引き上げて1時間908円とする旨議決いたしました。

審議経過等につきましては、事務局から説明をお願いします。

[山越賃金室長] それでは、資料No.1として専門部会報告をお配りさせていただいております。また令和4年度富山県最低賃金改正決定にかかる公益委員見解もお配りしております。これを読み上げることにより説明させていただきます。まず資料No.1を御覧ください。

富最賃専第4号 令和4年8月5日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月4日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の富山県最低賃金(時間額849円)は令和2年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 長尾治明 柳原佐智子 両角良子

労働者代表委員 中野時夫 森川幸夫 石垣敦浩

使用者代表委員 寺山収 江下修 八田正人

部会長 長尾治明 部会長代理 柳原佐智子

別紙1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間908円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

以下、別紙2及び別添は読み上げを省略させていただきます。

また、公益委員見解を読み上げさせていただきます。

令和4年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員見解 令和4年8月5日

令和4年度富山県最低賃金の改正決定については、本日まで4回にわたり専門部会を開

催し、真摯な議論により十分な審議を尽くしてきたところである。

公益委員としては、労使の意見を踏まえつつ、

- (1) 県内では、春季賃上げ状況において2%強の賃金上昇が見られること、各関係機関が取りまとめたところによると、景気は基調として回復傾向、個人消費は引き続き持ち直しの動きが見られ、設備投資が増加し、消費者物価指数が上昇していること、各種施策等を背景に景気は持ち直しの動きが続くことが期待されること、県内の有効求人倍率は全国に比べて高い水準で推移しており、雇用情勢に改善の動きが見られること等、昨年度とは比較して状況に変化が見られること。
- (2) 労働者の生計費について、消費者物価指数の状況をみると、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」は3.0%を示し、同月以降も上昇傾向が継続しているが、こうした消費者物価の動向は本県においても同様であり、企業物価の上昇により企業経営に厳しさが認められる面はうかがえるものの、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられ、その購買力を維持する観点からも、一定の水準を考慮する必要がある。なお、当該消費者物価の動向は、春季賃上げ妥結、賃金改定状況調査の時点では、未だ十分に勘案されていない可能性があることに留意する必要があること。
- (3) 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は富山県を含むBランクにおいて31円とされたところであるが、本県においては、現行最低賃金額877円に対する31円の比率は3.53%であり、平成28年度から令和3年度（目安が示されなかった令和2年度を除く）の引上げ率と比べ著しく高い水準ではなく、また、地域間格差への配慮等を勘案して目安が決定されたことや、地域別最低賃金の全国的なバランスを配慮するためとされる目安制度の趣旨を考慮すると、これを参酌すべきと考えられること。
- (4) 最低賃金額を目安どおり31円引き上げた場合、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく影響率は14.9%となり、本県においては近年に例を見ない高い数値となるが、これは、最低賃金が担う役割の変化や、現行最賃額近傍で区切りの良い900円に分布が一定程度偏在していることによるものと見られ、また、平成28年度から令和3年度（目安が示されなかった令和2年度を除く）までの間に富山を含む全国の都道府県で10%を超える影響率が散見されたにもかかわらず、そのことによって事業継続や雇用維持に県全体で大きな支障が生じたとする報告は、現在のところ確認されていないことから、この値をもって直ちに引上げ額を抑制すべきとは判断されないこと。
- (5) 富山県は日本でも有数のモノづくりの県として発展してきたが、近年、若者の転出超過と生産年齢人口の減少が全国的にみても高い水準にあり、これを抑制することが課題とされてきた。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）等の未来に向けた産業の変革に対応できる人材育成も当県の将来に向けた重要な課題であるが、これらの課題解決には「人への投資」が不可欠であり、今後安定的な人材確保、優秀な人材の確保を図る上においても、他の都道府県に見劣りしない、魅力的な就労環境を整えておく必要があること。
- (6) 政府は賃上げの環境整備として、業務改善助成金を始めとする「最低賃金・賃金引上げに関する支援」、固定資産税の特例措置等を始めとする「生産性向上に関する支援」、下請取引改善のためのガイドラインの策定・周知等を始めとする「下請取引の改善・新

たな取引先の開拓に関する支援」といった各種施策を実施していること。また、目安にかかる答申をふまえ、業務改善助成金について「原材料費の高騰に対応」などより一層の実効性ある支援の拡充が図られる見込みであり、さらに、下請取引の適正化について「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備にかかる更なる施策展開が行われる見込みであり、中小企業・小規模事業者の支援策のより一層の充実が期待されること。

等の要素を総合的に検討した結果、富山県最低賃金については、現行最低賃金額を31円引き上げ、時間額908円とすることが適当であるとの結論に達したものである。以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。本審におきましても今読み上げていただきました公益委員見解の内容についてどう評価していただけるか、専門部会において4回まで十分な審議を行って、結果的には歩み寄りはできませんでしたが、内容に関しては熱心に御議論をいただきました。次に公益委員案をお示しします。事務局は、公益委員案を読み上げてください。

[三鍋賃金室長補佐]

公益委員案を読み上げさせていただきます。

現行最低賃金額	時間額	877円
	発効日	令和3年10月1日
改正最低賃金額	時間額	908円
	引上げ額	31円
	引上げ率	3.53%
	発効日	法定どおり

以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。採決に入ります。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

公益委員案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

事務局の方で採決の状況を報告して下さい。

[山越賃金室長] 採決状況を御報告いたします。

賛成8名、反対4名、保留0名です

[長尾会長] 採決の結果、賛成8名、反対4名、保留0名ですので、賛成多数により、公益委員案をもって本審議会の決議といたします。

続きまして、本審議会の決議に基づき、富山県最低賃金の改正決定につきまして、富山

労働局長に答申したいと存じます。

(事務局は、答申文案を配付)

[長尾会長] 事務局は、答申文案を読み上げてください。

[三鍋賃金室長補佐] 答申文案を読み上げさせていただきます。

富最賃審第〇号 令和4年8月〇日

富山労働局長 吉岡勝利 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和4年7月4日付け富労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の富山県最低賃金(時間額849円)は令和2年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

別紙、別添につきましては、専門部会報告と同じですので、読上げを省略させていただきます。

[長尾会長] 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。

本案をもって富山労働局長に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

(会長が答申文に会長印を押印の上、局長に答申文を手交)

[三鍋賃金室長補佐] 答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶させていただきます。

[吉岡労働局長] ただ今、長尾会長から、今年度の富山県最低賃金の改正決定について御答申を頂きました。誠にありがとうございました。

また、連日暑い日が続く中、長尾部会長をはじめ、専門部会の審議に携わられました委員の皆様には、4回にわたり精力的に調査審議を頂き、重ねて深く感謝申し上げます。

本年度の富山県最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会により示されました目安や、本県の経済・雇用情勢、労働者の賃金水準の動向等を踏まえ、公労使それ

それぞれのお立場から真摯に議論していただくとともに、合意形成に向けて最後まで調整に御努力いただいたところでございます。

当局といたしましては、お受けした答申を尊重し、10月1日発効に向け、今後の確に事務手続を進めてまいりたいと考えております。

最後に本審議会の委員の皆様のご協力、御尽力に対しまして改めて感謝申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

[長尾会長] ありがとうございました。

それでは、事務局から、今後の手続について説明してください。

[山越賃金室長] 今後の手続につきまして説明させていただきます。

ただ今答申を頂きましたので、事務局では、本日、異議申出のための公示を行います。

異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、8月22日（月）が期日となります。

異議申出期日までに異議の申出があった場合は、8月23日（火）午前9時に開催を予定しております第4回本審において、その取扱いを御審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

異議申出がない場合、富山労働局長は、答申どおり富山県最低賃金を決定し、官報公示の手続を行います。

いずれの場合におきましても、効力発生日は10月1日となる予定です。以上です。

[長尾会長] 次に、議事3の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」につきまして審議を行います。

7月末日までに、3業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の申出が行われており、本日は、この申出について、事務局及び公益委員での審査結果を踏まえ、改正決定の必要性の有無について諮問を行いたいとのことでございます。

それでは、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただくに当たり、今年度の申出状況を説明させていただきます。

今年度の特定最低賃金の申出状況につきましては、資料No.2の「令和4年度特定最低賃金改正決定申出一覧」に取りまとめてあります。

一覧表にございますように、「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」の改正の申出が提出されております。

これらはいずれも、労働協約ケースでございましたので、労働協約が適正なものである

か、申出について合意があったことを証明する書類等の必要書類が添付されているか、3分の1要件を満たしているかという観点から審査いたしました。

なお、3分の1要件の母数である基幹的労働者数につきましては、当審議会において、当年度版の最低賃金決定要覧によるとの合意がございますので、令和4年度版の最低賃金決定要覧に基づいて要件審査を行いました。

また、これらの申出要件の適否につきましては、本日までに順次、公益代表委員の方々に御確認いただいております。

資料No.3は、申出書の写しです。

以上です。

[三鍋賃金室長補佐] それでは、富山労働局長から、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

[吉岡労働局長] それでは諮問させていただきます。

富労発基 0805 第1号 令和4年8月5日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 吉岡勝利

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

（局長は、会長に諮問文を手交）

（事務局は、諮問文写しを配付）

[長尾会長] 諮問文につきまして、お手元に写しをお配りしておりますので、御確認をお願いします。

特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、従来同様、特別小委員会において審議していただきたいと存じますがいかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、本日の審議終了後、引き続き特別小委員会を

開催し、必要性の有無について審議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、円滑な審議が行われますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、議事4の「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特になければ、本日の審議はこれで終了いたします。

議事録確認担当委員については、私のほか、

労働者代表委員からは、石垣委員

使用者代表委員からは、藤井委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。

お疲れ様でした。